

厚生労働省発表
平成20年2月1日

職業安定局雇用保険課
課長 宮川 晃
課長補佐 戸ヶ崎 文泰
電話 03-5253-1111 (内5759)
03-3502-6771 (夜間直通)
職業能力開発局育成支援課
課長 高野 浩文
課長補佐 立石 祐子
電話 03-5253-1111 (内5922)
03-3502-6956 (夜間直通)

株式会社ノヴァの破産に伴う受講者の教育訓練給付金の取扱いについて

株式会社ノヴァについては、平成19年11月26日付けで大阪地方裁判所より破産手続開始決定を受けるに至ったことから、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練（雇用保険法第60条の2第1項により厚生労働大臣が指定する教育訓練。以下「対象教育訓練」という。）のうち同社の対象教育訓練が途中で実施されず、結果的に訓練修了に至らない受講者が存在している状況です。

このような事態を受け、厚生労働省においては、同社が実施していた対象教育訓練に係る教育訓練給付金の取扱いについて、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取扱いの対象者

平成19年6月19日以前に、株式会社ノヴァの実施する対象教育訓練の受講を開始し、修了に至っていない者。ただし、各対象教育訓練の指定期間内に受講を開始した者に限る（以下「未修了者」という。）。

2. 取扱いの内容

(1) 未修了者のうち、株式会社ノヴァが破産手続を開始した時点において、同社の教育訓練の修了認定基準に該当する者（※1）であって希望する者については、同社の事業を譲渡された株式会社ジー・エデュケーションにおいて修了試験を行い、教育訓練の修了認定を行うこととする。

(2) 株式会社ジー・エデュケーションに移行した未修了者（（1）に該当する者を除く。）の教育訓練給付金の取扱い

株式会社ノヴァの外国語会話事業等を譲渡された株式会社ジー・エデュケーションにおいて引き続いて、株式会社ノヴァの実施していた対象教育訓練相当と判断された講座（別添1参照。以下「移行訓練」という。）を平成20年12月31日までに受講を開始し、修了した場合には、株式会社ノヴァの対象教育訓練を修了したのものとして教育訓練給付金の対象とする。

なお、移行訓練の受講に当たっては、通学制とテレビ電話を利用した通信制の切り替えを認めるものとする。

(3) 株式会社ジー・エデュケーション以外の、他の指定教育訓練実施者（※2）の対象教育訓練を未修了者（（1）に該当する者を除く。）が受講した場合の教育訓練給付金の取扱い

① 株式会社ノヴァが実施していた対象教育訓練と、目標資格の点で同等と認められる他の指定教育訓練実施者が実施する対象教育訓練（以下「対応訓練」という。）を平成20年12月31日

までに受講を開始し、修了した場合には、株式会社ノヴァにおいて受講していた対象教育訓練を修了したものとして、教育訓練給付金の対象とする。

- ② 対応訓練については現在、各指定教育訓練実施者に対して対応訓練に該当する講座及び未修了者の教育訓練給付金の取扱い等について周知を行っているところであり、周知期間経過後（2月15日（金）を予定）、中央職業能力開発協会のホームページ内にある「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」（http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku）において、各指定教育実施者における対応訓練を掲載する。

（4）教育訓練経費及び教育訓練給付金の額の取扱い

上記（2）及び（3）の場合、教育訓練給付金の算定基礎となる教育訓練経費（※3）については、①株式会社ノヴァに係る対象教育訓練を受講するに当たり、教育訓練経費として支払った額（クレジット契約により受講料を支払っていた者については、原則、クレジット契約額（手数料を除く。）を上限とした信販会社への既払額（手数料を除く。））と、②移行訓練修了のために株式会社ジー・エデュケーションに支払った額又は対応訓練を受講するに当たり、対応訓練を実施する指定教育訓練実施者に対して教育訓練経費として支払った額の合計額とする。

また、上記①と②の合計額に対して教育訓練給付金の支給率を乗じた額を、教育訓練給付金の額とする。

ただし、教育訓練給付金の支給上限額及び支給率については、株式会社ノヴァの対象教育訓練の受講開始日を基準に判断する。

（5）教育訓練給付金の支給申請手続の概略

未修了者の教育訓練給付金の支給申請手続の流れの概略については、以下の①から④のとおりである（別添2）。

- ① 株式会社ノヴァから未修了者あてに受講状況証明書（※4）等の教育訓練給付金の申請に必要な書類の送付
- ② 移行訓練又は対応訓練の受講
- ③ 上記②の訓練を受講して修了した場合、未修了者は教育訓練給付金の申請に必要な書類等を移行訓練又は対応訓練を実施する者から受領
- ④ 未修了者は、上記①及び③にて発行された書類をハローワークに提出し、教育訓練給付金の手続を行う

（6）その他

受講状況証明書（※4）の送付時期については、2月末までに株式会社ノヴァ破産管財人室から送付する予定である。

※1 破産時点で株式会社ノヴァの対象教育訓練について、総受講回数100回のうち80回以上出席している者

※2 指定教育訓練実施者とは、雇用保険法第10条の4第2項に規定する指定教育訓練実施者であり、具体的には対象教育訓練を行う者のことをいう。

※3 教育訓練経費とは、対象教育訓練の受講のために本人が指定教育訓練実施者に支払った入学金及び受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費であって最大1年分）であって受講修了日までに支払義務が確定した費用で、かつ、実際に支払われた額（クレジット払いの場合にあってはクレジット契約額）であって指定教育訓練実施者により当該金額につき証明されたもの

※4 受講状況証明書とは、株式会社ノヴァで実施していた対象教育訓練の名称、受講回数、受講開始日などの当該訓練の実施状況を同社が証明したもの

NOVAにおける対象教育訓練

指定講座番号	実施方法	教育訓練コース名	訓練期間	総訓練時間	経費合計
27073-062001-4	【通学】	レギュラーコースB英語Grade1(通学制)	12ヶ月	67時間	714,910
27073-062015-0	《通信》	レギュラーコースB英語Grade1(通信制)	12ヶ月	-	706,850

27073-062002-7	【通学】	レギュラーコースB英語Grade2(通学制)	12ヶ月	67時間	714,910
27073-062016-3	《通信》	レギュラーコースB英語Grade2(通信制)	12ヶ月	-	714,200

27073-062003-0	【通学】	レギュラーコースB英語Grade3(通学制)	12ヶ月	67時間	721,550
27073-062017-6	《通信》	レギュラーコースB英語Grade3(通信制)	12ヶ月	-	721,550

27073-062004-2	【通学】	レギュラーコースB英語Grade4(通学制)	12ヶ月	67時間	722,750
27073-062018-9	《通信》	レギュラーコースB英語Grade4(通信制)	12ヶ月	-	722,750

27073-062005-5	【通学】	レギュラーコースB仏語Grade F1(通学制)	12ヶ月	67時間	700,300
27073-062019-1	《通信》	レギュラーコースB仏語Grade F1(通信制)	12ヶ月	-	700,300

27073-062006-8	【通学】	レギュラーコースB仏語Grade F2(通学制)	12ヶ月	67時間	696,700
27073-062020-2	《通信》	レギュラーコースB仏語Grade F2(通信制)	12ヶ月	-	696,700

ジー・エデュケーション社における対象教育訓練相当の講座

実施方法	教育訓練コース名
【通学】	レギュラーコースB英語Grade1(通学制)
《通信》	レギュラーコースB英語Grade1(通信制)

【通学】	レギュラーコースB英語Grade2(通学制)
《通信》	レギュラーコースB英語Grade2(通信制)

【通学】	レギュラーコースB英語Grade3(通学制)
《通信》	レギュラーコースB英語Grade3(通信制)

【通学】	レギュラーコースB英語Grade4(通学制)
《通信》	レギュラーコースB英語Grade4(通信制)

【通学】	レギュラーコースB仏語Grade F1(通学制)
《通信》	レギュラーコースB仏語Grade F1(通信制)

【通学】	レギュラーコースB仏語Grade F2(通学制)
《通信》	レギュラーコースB仏語Grade F2(通信制)

27073-062007-0	【通学】	レギュラーコースB独語Grade G1(通学制)	12ヶ月	67時間	712,550
27073-062021-5	《通信》	レギュラーコースB独語Grade G1(通信制)	12ヶ月	-	712,550

→

【通学】	レギュラーコースB独語Grade G1(通学制)
《通信》	レギュラーコースB独語Grade G1(通信制)

27073-062008-3	【通学】	レギュラーコースB独語Grade G2(通学制)	12ヶ月	67時間	701,210
27073-062022-8	《通信》	レギュラーコースB独語Grade G2(通信制)	12ヶ月	-	701,210

→

【通学】	レギュラーコースB独語Grade G2(通学制)
《通信》	レギュラーコースB独語Grade G2(通信制)

27073-062009-6	【通学】	レギュラーコースBスペイン語Grade S1(通学制)	12ヶ月	67時間	686,000
27073-062023-0	《通信》	レギュラーコースBスペイン語Grade S1(通信制)	12ヶ月	-	686,000

→

【通学】	レギュラーコースBスペイン語Grade S1(通学制)
《通信》	レギュラーコースBスペイン語Grade S1(通信制)

27073-062010-7	【通学】	レギュラーコースBスペイン語Grade S2(通学制)	12ヶ月	67時間	686,000
27073-062024-3	《通信》	レギュラーコースBスペイン語Grade S2(通信制)	12ヶ月	-	686,000

→

【通学】	レギュラーコースBスペイン語Grade S2(通学制)
《通信》	レギュラーコースBスペイン語Grade S2(通信制)

27073-062011-0	【通学】	レギュラーコースBイタリア語Grade I1(通学制)	12ヶ月	67時間	686,000
27073-062025-6	《通信》	レギュラーコースBイタリア語Grade I1(通信制)	12ヶ月	-	686,000

→

【通学】	レギュラーコースBイタリア語Grade I1(通学制)
《通信》	レギュラーコースBイタリア語Grade I1(通信制)

27073-062012-2	【通学】	レギュラーコースBイタリア語Grade I2(通学制)	12ヶ月	67時間	686,000
27073-062026-9	《通信》	レギュラーコースBイタリア語Grade I2(通信制)	12ヶ月	-	686,000

→

【通学】	レギュラーコースBイタリア語Grade I2(通学制)
《通信》	レギュラーコースBイタリア語Grade I2(通信制)

27073-062013-5	【通学】	レギュラーコースB中国語Grade C1(通学制)	12ヶ月	67時間	686,000
27073-062027-1	《通信》	レギュラーコースB中国語Grade C1(通信制)	12ヶ月	-	686,000

→

【通学】	レギュラーコースB中国語Grade C1(通学制)
《通信》	レギュラーコースB中国語Grade C1(通信制)

27073-062014-8	【通学】	レギュラーコースB中国語Grade C2(通学制)	12ヶ月	67時間	746,000
27073-062028-4	《通信》	レギュラーコースB中国語Grade C2(通信制)	12ヶ月	-	746,000

→

【通学】	レギュラーコースB中国語Grade C2(通学制)
《通信》	レギュラーコースB中国語Grade C2(通信制)

27073-021001-4	【通学】	レギュラーコースB TOEIC(R)Test650点対策(通学制)	12ヶ月	67時間	842,080
27073-062029-7	《通信》	レギュラーコースB TOEIC(R)Test650点対策(通信制)	12ヶ月	-	842,080

→

【通学】	レギュラーコースB TOEIC(R)Test650点対策(通学制)
《通信》	レギュラーコースB TOEIC(R)Test650点対策(通信制)

27073-992002-7	【通学】	レギュラーコースBビジネス英語(Intermediate)(通学制)	12ヶ月	67時間	438,900
----------------	------	------------------------------------	------	------	---------

→

【通学】	レギュラーコースBビジネス英語(Intermediate)(通学制)
《通信》	レギュラーコースBビジネス英語(Intermediate)(通信制)

27073-992003-0	【通学】	レギュラーコースBビジネス英語(CaseStudy)(通学制)	12ヶ月	67時間	430,850
----------------	------	---------------------------------	------	------	---------

→

【通学】	レギュラーコースBビジネス英語(CaseStudy)(通学制)
《通信》	レギュラーコースBビジネス英語(Case Study)(通信制)

27073-051001-4	【通学】	レギュラーコースB英語2対策(通学制)	12ヶ月	67時間	714,910
----------------	------	---------------------	------	------	---------

→

【通学】	レギュラーコースB英語2対策(通学制)
《通信》	レギュラーコースB英語2対策(通信制)

27073-011005-5	【通学】	レギュラーコースB英語3対策(通学制)	12ヶ月	67時間	721,550
----------------	------	---------------------	------	------	---------

→

【通学】	レギュラーコースB英語3対策(通学制)
《通信》	レギュラーコースB英語3対策(通信制)

27073-011004-2	【通学】	レギュラーコースB英語4対策(通学制)	12ヶ月	67時間	715,400
----------------	------	---------------------	------	------	---------

→

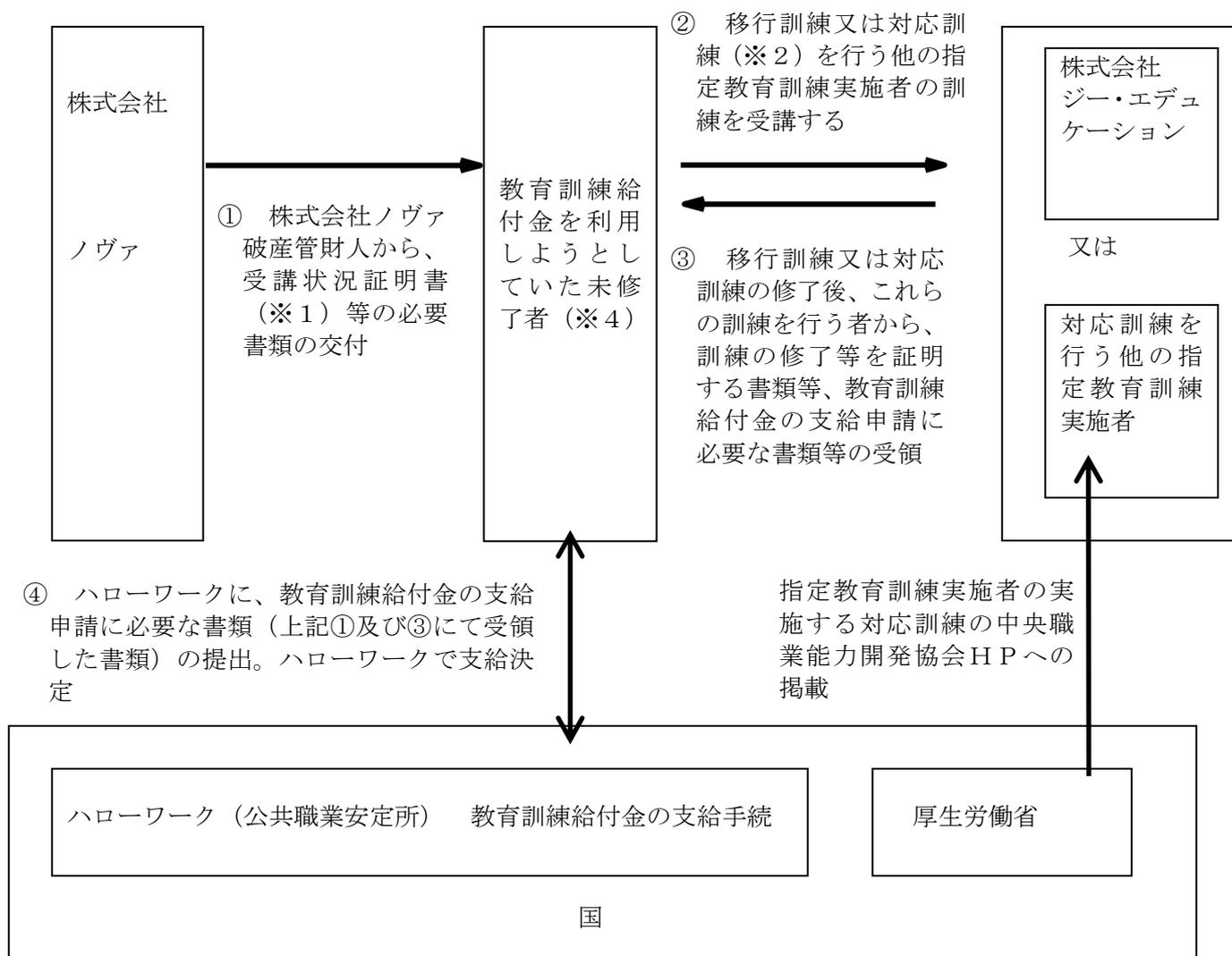
【通学】	レギュラーコースB英語4対策(通学制)
《通信》	レギュラーコースB英語4対策(通信制)

27073-011003-0	【通学】	レギュラーコースB英語5対策(通学制)	12ヶ月	67時間	715,400
27073-011045-7	《通信》	レギュラーコースB英語5対策(通信制)	12ヶ月	-	715,400

→

【通学】	レギュラーコースB英語5対策(通学制)
《通信》	レギュラーコースB英語5対策(通信制)

株式会社ノヴァの受講者の教育訓練給付金の支給申請手続の流れの概略



※1 受講状況証明書には、株式会社ノヴァで行われた対象教育訓練の名称、受講回数、受講開始日などの訓練の実施状況が記載されている。

※2 ここでは、移行訓練とは株式会社ノヴァが実施していた対象教育訓練相当と判断された株式会社ジー・エデュケーションで行われる講座を、対応訓練とは株式会社ノヴァが実施していた対象教育訓練と目標資格の点で同等と認められる他の指定教育訓練実施者(※3)が実施する対象教育訓練をいう。

※3 指定教育訓練実施者とは、雇用保険法第10条の4第2項に規定する指定教育訓練実施者であり、具体的には対象教育訓練を行う者のことをいう。

※4 平成19年6月19日以前に、株式会社ノヴァの実施する対象教育訓練の受講を開始し、修了に至っていない受講者(各対象教育訓練の指定期間内に受講を開始した者に限る。)。ただし、同社破産時点で対象教育訓練について、総受講回数100回のうち80回以上出席の者であって希望する者については、株式会社ジー・エデュケーションで教育訓練の修了試験を受けて修了認定を行うことができる。

～ 教育訓練給付金の利用を前提に株式会社ノヴァ (旧NOVA)で教育訓練を受講していた方(※1)へ～

参考1

この度、株式会社ノヴァ(旧NOVA)が実施していた、教育訓練給付金の対象となっていた教育訓練を受講していた方(※1)の教育訓練給付金の取扱いについて、以下のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

※1 平成19年6月19日以前に、株式会社ノヴァ(旧NOVA)の実施する対象教育訓練(※2)の受講を開始し、同社の破産に伴い受講が修了に至っていない受講者の方(ただし、各対象教育訓練の指定期間内に受講を開始した者に限る。)が対象です。また、同社の対象教育訓練の受講開始日時点で、雇用保険の被保険者であった期間が3年以上あることが必要です。

※2 対象教育訓練とは、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練であって、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として雇用保険法第60条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が指定する教育訓練

1. 対象者 具体的には次の方(※1)が対象者です。

教育訓練給付金の利用を前提に株式会社ノヴァ(旧NOVA)の対象教育訓練の受講申込みを行い、教育訓練を受講していた方(※1)で、同社の破産に伴い以下の①～④の状態にある方

- ① 教育訓練修了証明書(※3)が発行されていない方又は届いていない方
- ② 対象教育訓練の修了試験のみ受けられなかった方
- ③ 対象教育訓練の受講が途中となって未修了となった方
(旧NOVAの対象教育訓練の総受講回数100回のうち80回以上出席)
- ④ 対象教育訓練の受講が途中となって未修了となった方
(旧NOVAの対象教育訓練の総受講回数100回のうち80回未満出席)

※3 教育訓練修了証明書とは、対象教育訓練の修了を指定教育訓練実施者(※4)が証明する書類

※4 指定教育訓練実施者とは、雇用保険法第10条の4第2項の指定教育訓練実施者であり、具体的には対象教育訓練を行う者

2. 取扱いの内容は、次のようになっております。

- 1の①の方 ●————→ 破産者株式会社ノヴァ破産管財人から教育訓練修了証明書が、別途交付されます。
- 1の②の方 ●————→ 株式会社ノヴァ(旧NOVA)の事業を譲渡された、株式会社ジー・エデュケーション社で教育訓練の修了試験を行い、修了認定を行います。
- 1の③の方 ●————→ 希望する方は上記②により修了認定を行います。希望しない方は、次の3の取扱いを受けることができます。
- 1の④の方 ●————→ 次の3の取扱いを受けることができます。

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所(ハローワーク)

(注) 教育訓練給付金の詳しい条件等は、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所(ハローワーク)に、株式会社ノヴァ(旧NOVA)での受講状況に関する照会は破産管財人室(FAX番号06-6360-6766)に、株式会社ジー・エデュケーションにおける訓練については同社(各教室等)にお問合せください。

3. 今回の措置の取扱い

株式会社ノヴァ(旧NOVA)の破産に伴い、対象教育訓練の受講が途中となって、教育訓練を修了できなかった方(具体的には1の③及び④の方)については、次の2つの訓練のいずれかを適正に修了した場合は、教育訓練給付金の支給申請が可能です。

- 株式会社ノヴァ(旧NOVA)から事業を譲渡された、株式会社ジー・エデュケーションで、引き続き同等の教育訓練を受講し、修了した場合
- 株式会社ノヴァ(旧NOVA)の指定講座と、目標資格の点で同等と認められる他の指定教育訓練実施者の行う対応訓練(※5)を受講し、修了した場合

4. 教育訓練給付金の額

(ア)株式会社ノヴァ(旧NOVA)の対象教育訓練の受講のために支払った額と、(イ)教育訓練修了のために株式会社ジー・エデュケーションに支払った額又は対応訓練を受講するに当たり、当該訓練を実施する指定教育訓練実施者に支払った額の合計額に、教育訓練給付金の支給率を乗じた額(*)になります。

* ただし、教育訓練給付金の支給上限額及び支給率については、株式会社ノヴァの対象教育訓練の受講開始日を基準に適用。上記(ア)と(イ)の合計額に支給率を乗じて教育訓練給付金を算定。

5. 教育訓練給付金の申請に必要な書類

(通常の申請時に必要な書類の他、下記の書類が申請に必要となります。)

教育訓練給付金の支給申請に必要な書類	株式会社ノヴァ(旧NOVA)	株式会社ジー・エデュケーション(新NOVA)又は対応訓練を行う他の指定教育訓練実施者	教育訓練給付金の支給申請時期
1の①の方	教育訓練修了証明書、教育訓練経費に係る領収書(クレジット契約者の場合は、同社が交付するクレジット契約証明書)、受講状況証明書(※6)、一定の信販会社(※7)とローンにより受講料等を支払っている場合は、当該信販会社が発行する既払額の証明書	-	教育訓練修了証明書が株式会社ノヴァ破産管財人室から届いてから速やか(1か月以内)に申請
1の②の方 (修了試験は株式会社ジー・エデュケーションが行う。)	教育訓練経費に係る領収書(クレジット契約者の場合は、同社が交付するクレジット契約証明書)、受講状況証明書(※6)、一定の信販会社(※7)とローンにより受講料等を支払っている場合は、当該信販会社が発行する既払額の証明書	株式会社ジー・エデュケーションの発行する教育訓練修了証明書、修了試験の受講に費用がかかる場合は、当該費用を証明する領収書等	株式会社ジー・エデュケーションで修了認定を行い、教育訓練が修了した日の翌日から1か月以内
1の③の方 (②に従って修了試験を受ける方を除く。)	教育訓練経費に係る領収書(クレジット契約者の場合は、同社が交付するクレジット契約証明書)、受講状況証明書(※6)、一定の信販会社(※7)とローンにより受講料等を支払っている場合は、当該信販会社が発行する既払額の証明書	株式会社ジー・エデュケーション又は対応訓練を行う他の指定教育訓練実施者の発行する教育訓練修了証明書、対象教育訓練の費用を証明する領収書等	株式会社ジー・エデュケーション又は対応訓練を行う他の指定教育訓練実施者の行う指定講座の訓練が修了した日の翌日から1か月以内
1の④の方	教育訓練経費に係る領収書(クレジット契約者の場合は、同社が交付するクレジット契約証明書)、受講状況証明書(※6)、一定の信販会社(※7)とローンにより受講料等を支払っている場合は、当該信販会社が発行する既払額の証明書		

☆ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所(ハローワーク)に、株式会社ノヴァ(旧NOVA)での受講状況に関する照会は株式会社ノヴァ破産管財人室(FAX番号06-6360-6766)に、株式会社ジー・エデュケーションにおける訓練については同社にお尋ねください。

☆ 詳細はこちらのQ&A等(URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>)をご覧ください。

※5 対応訓練とは、株式会社ノヴァが行っていた対象教育訓練と、目標資格の点で同等と認められる他の指定教育訓練実施者が行う対象教育訓練。当該訓練については、中央職業能力開発協会のホームページ内にある「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」において平成20年2月15日以降掲載します。
(URL http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku)

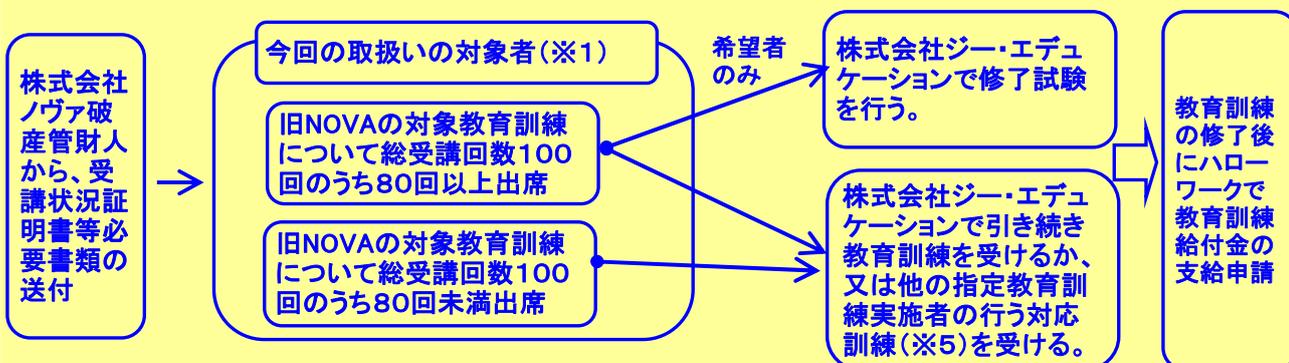
※6 受講状況証明書とは、株式会社ノヴァで提供された対象教育訓練の名称、受講回数、受講開始日などの当該訓練の実施状況を同社が証明したもので、同社破産管財人室より対象者あてに送付されるものであり、2月末までに送付される予定です。

※7 株式会社ノヴァと取引のあった信販会社。詳細は、HP等のQ&A(下記URL参照)を確認ください。
(URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>)

(参考1) 受講状況証明書(イメージ) 下記はイメージですので、実際に送付される様式とは、若干異なります。

受講状況証明書			
〇〇 〇〇 様		破産者株式会社ノヴァ 破産管財人 〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇	
上記の受講生につき、弊社破産開始時点における教育訓練の受講状況を以下のとおり証明いたします。			
1. 所属スクール	〇〇〇〇	2. 生徒番号	〇〇〇〇
3. 教育訓練講座名	〇〇〇〇〇〇		
4. 指定講座番号	〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇		
5. 受講開始日	平成〇年〇月〇日		
6. 受講状況	出席数	欠席数	未受講数
7. 修了テストの実施状況		8. 講座の修了状況	
9 教育訓練経費の支払方法及び支払金額			

(参考2) 主な手続きの流れ



☆ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所(ハローワーク)に、株式会社ノヴァ(旧NOVA)での受講状況に関する照会は株式会社ノヴァ破産管財人室(FAX番号06-6360-6766)に、株式会社ジー・エデュケーションにおける訓練については同社にお尋ねください。

☆ 詳細は下記URLのQ&A等をご覧ください。
(URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>)

教育訓練給付の概要

1 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの。

平成10年度に創設。

2 支給要件

次のイ又はロのいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練^(注1)を受け、修了した場合であって、以下の(1)及び(2)の受講開始日等に応じて支給される。

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなつてから1年(適用対象期間の延長^(注2)が行われた場合には最大4年)以内にある者。

(1) 平成19年9月30日までに教育訓練の受講を開始した者

①支給要件期間^(注3)が5年以上のときは、当該教育訓練に要した費用の40%相当額(上限20万円)の教育訓練給付金が、

②支給要件期間が3年以上5年未満のときは、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)の教育訓練給付金が支給される。

(2) 平成19年10月1日以降に教育訓練の受講を開始した者

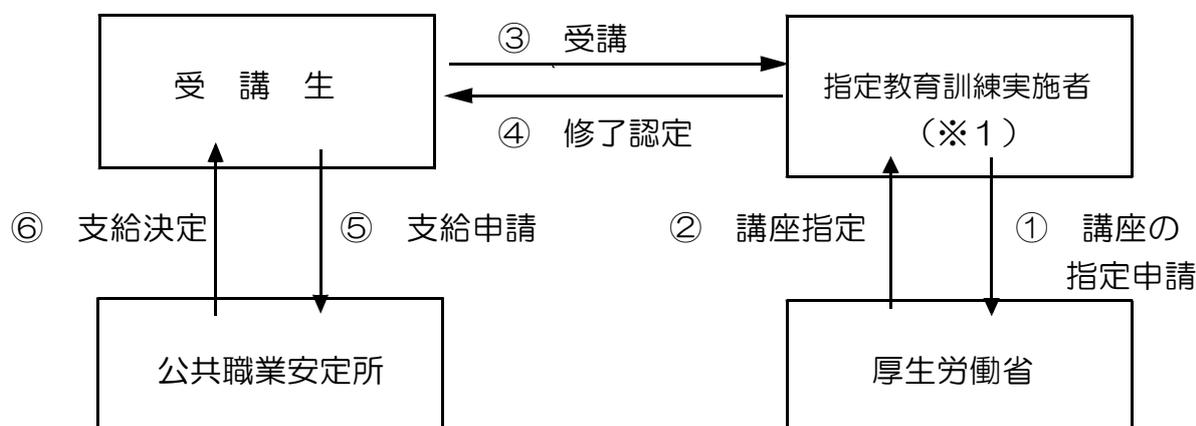
支給要件期間が3年以上のときは、給付額を20%相当額(上限10万円)の教育訓練給付金が支給される。ただし、初めて受給する場合は、当分の間、支給要件期間を1年以上に緩和。

(注1) 雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定。対象講座数は6,148講座(平成19年10月1日現在)。

(注2) 「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなつてから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数(最大3年間)を加算することができるというもの。

(注3) 「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

教育訓練給付金の支給申請の流れ



1 厚生労働大臣による講座の指定

雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定（上図の①及び②）。

※1 上記1の指定を受けた教育訓練（講座等）を行う者を「指定教育訓練実施者」という。

2 指定を受けた教育訓練（講座等）の受講及び修了認定（上図の③及び④）

受講申込み等の際に、受講料等の教育訓練のために指定教育訓練実施者に経費（以下「教育訓練経費」という。）を支払った場合には、当該実施者から領収書等を受け取る。教育訓練経費の支払方法としてクレジット契約による場合も可能。

受講者は、指定を受けた教育訓練（講座等）を受講して修了した場合は、指定教育訓練実施者から教育訓練の修了の確認を受ける。

また、受講修了後、受講者は指定教育訓練実施者から教育訓練給付金の支給申請書等の手続きに必要な書類を受け取る。

3 教育訓練給付金の支給申請及び支給決定（上図の⑤及び⑥）

受講者は、教育訓練給付金の支給申請に必要な書類（※2）を揃えて、受講者の住所地管轄の公共職業安定所に教育訓練給付金の支給を申請。

※2 支給申請に必要な書類

教育訓練給付金支給申請書、教育訓練経費に係る領収書（クレジット契約による支払の場合はクレジット契約額の証明書）、教育訓練修了証明書（指定の教育訓練の修了を証明するために指定教育訓練実施者から発行される書類）等